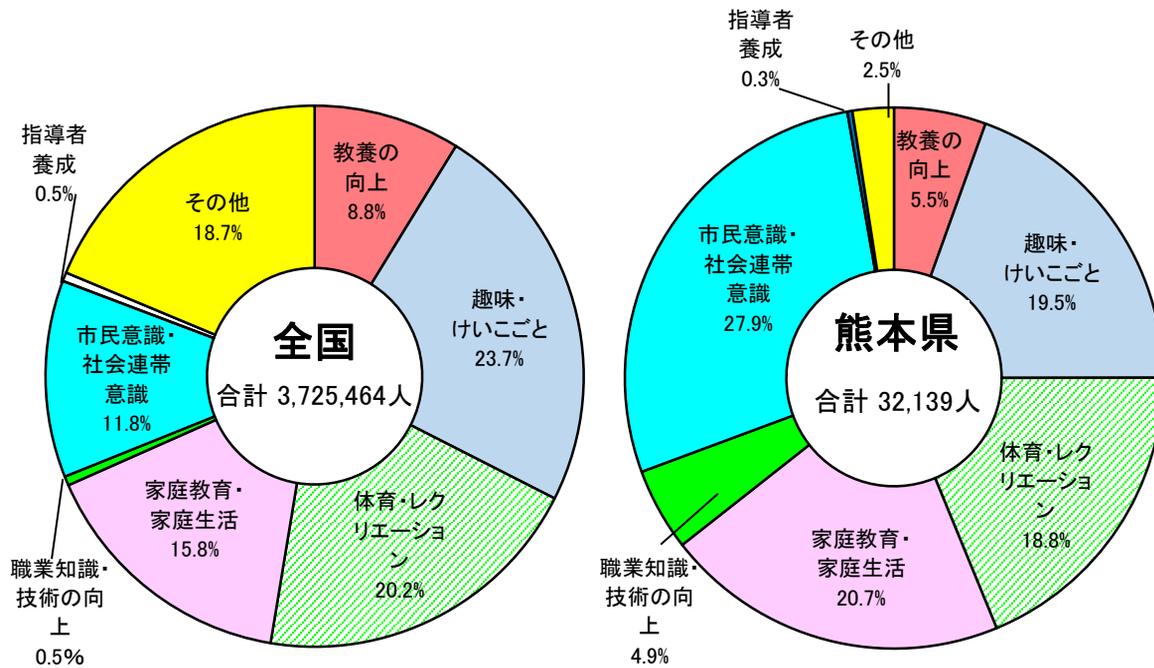


公民館における社会教育講座別の受講生数（令和2年度）



解 説

【概要】

令和3年10月1日現在の熊本県の公民館数は315館（本館132、分館183）である。これを設置者別にみると、市立119館、町立145館、村立51館となった。

県内の公民館（類似施設を含まず）が開設した学級・講座数は、令和2年度の1年間に1,393件、受講者数は32,139人であった。

受講生を学習内容別にみると、市民意識・社会連帯意識が最も多く、次いで家庭教育・家庭生活、趣味・けいごとの順となった。

○公民館

社会教育法の規定に基づいて設置されたもので、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設。

○青少年教育施設

各種の研修、体育などを通じ心身共に健全な青少年の育成を目的として地方公共団体が設置する施設のうち、条例に基づいて設置され、教育委員会が所管するもの。現在、少年自然の家、青年の家、児童文化センターなどがある。

○学級・講座受講者数

公民館（類似施設を含む）が開設した社会教育学級・講座への参加者数。「学級・講座」とは、一定期間にわたって組織的・継続的に行われる学習形態をいう。

○一人当たりの公民館利用回数

公民館利用者数÷推計人口

資料出所	調査期日	調査周期
「社会教育調査」 文部科学省	令和3年10月1日 令和2年度	3年 3年